

## 新潟市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

新潟市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和5年1月13日制定）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （指定の申請）

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式第2号）
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (9) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (10) 新潟市制度用の納税証明書（申請する会計年度に発行されたもの。ただし、新潟市税の課税がない法人を除く。）

(11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類  
(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

(1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 過去に第9条の規定より、指定を取り消された者でないこと。

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 過去に禁錮以上の刑に処せられた者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条に掲げる業務のうち、市が求める業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 本市と空家等対策の推進に関する連携協定を締結している者  
イ 新潟県内の自治体又は他の政令指定都市と連携して空家対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動を有する者

(8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有するこ  
と。

(9) 新潟市税を完納していること。

(10) その他、市長が別に定める基準に適合する者であること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をした場合は、新潟市空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（別記様式第4号）により、指定をしない場合は、新潟市空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第4条 前条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年間とする。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあって、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の2か月前から1か月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第2条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、同条第2項第10号中「申請する」とあるのは「更新申請する」と、前条第1項中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項及び第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 第2項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間とする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、新潟市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（別記様式第6号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ新潟市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（別記様式第7号）により市長に届け出るものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更の届出を受けたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び変更の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに新潟市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（別記様式第8号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、年度ごとに、当該年度の前年度の3月末日までに当該年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、年度ごとに、当該年度の翌年度に遅延なく当該年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、支援法人に対し、前2項の書類の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

4 支援法人は、市長が必要と認めるときは、空家等対策の推進に関する会議等に出席し、事業の報告等を行うものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第9号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合は、新潟市空家等管理活用支援法人指定取消通知書（別記様式第9号）により当該支援法人に通知するとともに、取り消した旨を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

電話番号

メールアドレス

新潟市空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式第2号）
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- 9 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- 10 新潟市制度用の納税証明書（申請する会計年度に発行されたもの。新潟市税の課税がない法人は不要）
- 11 その他支援法人の業務に関し参考となる書類

以上

## 別記様式第2号（第2条関係）

### 役員名簿（申請者の役員の一覧表）

\* 上記に記載された個人情報の取扱いについては、新潟市個人保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の規定に基づく申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 役員名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、役員名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（宛先）新潟市長

〔法人、団体にあっては所在地〕  
住 所

〔法人、団体にあっては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）  
氏 名

生年月日 ( 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ) 年 月 日

\* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

別記様式第4号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定（更新）しましたので通知します。

記

- 1 指定番号：
- 2 法人の名称又は商号：
- 3 法人の住所：
- 4 事務所又は営業所の所在地：
- 5 業務内容：
- 6 指定の期間：
- 7 指定にあたっての要件その他の事項：

以上

別記様式第5号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書

年 月 日付の申請については、次の理由により指定（更新）しないことに決定しましたので通知します。

理由

（教示）

（1） この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求することができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（2） この決定については、上記（1）の審査請求のほか、この決定があったことを知った日（上記（1）の審査請求をした場合は、その審査請求に対する議決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（上記（1）の審査請求をした場合は、その審査請求に対する議決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第6号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 法 人 の 住 所

法人の名称又は商号

代 表 者 氏 名

**新潟市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書**

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

指定番号	第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は称号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

別記様式第7号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 法 人 の 住 所

法人の名称又は商号

代 表 者 氏 名

新潟市空家等管理活用支援法人業務変更届出書

新潟市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

指定番号	第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

別記様式第8号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 法 人 の 住 所

法人の名称又は商号

代 表 者 氏 名

**新潟市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書**

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、新潟市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

指定番号	第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

別記様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市空家等管理活用支援法人指定取消通知書

新潟市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消しましたので通知します。

指定番号	第 号
指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

(教示)

(1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定については、上記（1）の審査請求のほか、この決定があったことを知った日（上記（1）の審査請求をした場合は、その審査請求に対する議決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（上記（1）の審査請求をした場合は、その審査請求に対する議決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。